

西日本統括本部が近畿地方整備局「災害時建設業事業継続力」認定を取得

2018年9月26日付で、当社の西日本統括本部が、国土交通省近畿地方整備局「災害時建設業事業継続力」の認定を取得しました。

本認定は、近畿地方整備局が「災害時の事業継続力を備えている建設会社」と認定した会社に対し2年間の有効期限をもって交付されるものです。

当社は2017年7月に関東地方整備局「建設会社における災害時の基礎的事業継続力」の認定を取得しており、今回の認定取得により当社の事業継続計画が地域を越えて評価されることとなりました。

当社は事業継続計画に基づき、大規模災害の発生時に会社の機能を速やかに回復させることで事業運営を継続させ、地域やお客様の被災施設の復旧に向け行動いたします。

